

開かれた国境、チャンスも拡大

欧州連合（EU）市民は EU 域内を旅行する場合、ほとんどの国でパスポートを携帯する必要がなく、出入国審査で止められることもありません。

EU 市民は個人使用の目的であれば、製品をより安く入手できる国で、規制を受けたり追加の関税を支払ったりすることなく自由に買物をすることができます。単一通貨ユーロの導入で、ユーロ圏の国々の価格が直接比較できるようになりました。またユーロ圏内の移動も、外貨両替にかかるコストや不便がなくなったことで、より簡単にようになりました。

国境のない単一市場の確立で競争が高まった結果、製品の品質向上と低価格化が実現しました。携帯端末通話料やインターネット接続料、航空運賃も安くなりました。消費者はどの国で買物しても、EU の規則の下、欠陥品や不良品の被害から保護されます。また EU は食品の安全についても、この上なく厳格な基準を採用しています。

EU 市民はどの EU 加盟国でも自由に居住し、働き、学び、そして引退後の生活を送ることができます。

留学

「エラスムス・プラス（Erasmus+）」は、欧州内の他の国で学習したり訓練を受けたりすることを支援する、EU の中心的な教育助成プログラムです。さらにエラスムス・プラスには、域外国の大学と学生を対象とした修士課程のジョイントディグリーや短期留学プログラムもあるので、日本を含む第三国との大学間協力や学生交流を促進します。



欧州議会 The European Parliament

欧州市民の声を代表

欧州市民の利益を代表する欧州議会の議員は、5 年ごとに市民の直接選挙によって選ばれます。

議会の主な役割は、欧州委員会の立案に基づき EU 法を制定することです。議会はこの責務を EU 理事会と共同で果たしています。議会と理事会はまた、年間 1,642.5 億ユーロ（2021 年）に上る予算の承認も共同で行っています。

欧州議会には欧州委員会を解散させる権限もあります。

705 議席からなる欧州議会の議員は国ごとではなく、欧州全域にまたがる政党グループごとに活動します。この政党グループには、欧州人民党（キリスト教民主主義）グループ、社会民主進歩同盟グループ、欧州刷新グループ、緑の政党グループなどがあります。欧州議会議員は、強硬な連邦主義者から公然とした懐疑派にいたるまで、欧州統合に関するあらゆる意見を代表しています。

欧州議会の主な会議はストラスブル（フランス）で開かれ、それ以外はブリュッセル（ベルギー）で開催されます。欧州議会では EU のその他すべての機関と同様、24 の EU 公用語が使われています。

欧州議会はまだ欧州オンプズマンも選出します。欧州オンプズマンは、EU 行政機関の不正に対する市民の苦情を受け付け、調査します。（<http://ombudsman.europa.eu>）

▶ <http://europarl.europa.eu>

© iStockphoto

環境重視の欧州

欧州の人々や政府は健康的な環境づくりに大きな関心を持っています。EU が環境保護と気候変動対策において世界をリードしているのはそのためです。

環境汚染には国境がないため、EU 加盟国は多くの分野で協力して取り組んできました。欧州の河川や海辺が以前よりもきれいになり、車の排気ガスによる公害が減少したのも不思議ではありません。また廃棄物処理についても厳しい規則が導入されました。例えば、欧州で発生する危険なゴミを貧しい国々で処分することはできなくなりました。EU の厳しい規則のもと、企業が使用する化学品も、人間と環境にとって安全なものだけが許可されています。

また、世界的に問題となっている海洋ごみの対策として、EU は使い捨てプラスチック製品の一部を禁止することとしました。

気候変動との戦い

EU は気候変動を阻止するために、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を 2050 年までに実質ゼロにする「欧州グリーンディール」という意欲的な戦略を掲げています。

エネルギー問題への取り組みは EU の長期的な気候変動対策の土台にあります。EU は風力、水力、太陽エネルギーなど、再生可能なクリーンエネルギーの利用拡大を目指す、拘束力のある目標を設定しました。これは単に気候変動との戦いに役立つだけではありません。域外から輸入する石油や天然ガスへの依存が減り、欧州経済の活性化とエネルギーのより安定的な供給も実現されることでしょ。

EU は温室効果ガスの排出量を減らしたエネルギー集約的な企業には報奨を与え、排出枠を超過した企業にはペナルティーを科すという、画期的な「排出量取引制度（EU-ETS）」を実施しています。



欧州連合（EU）理事会 The Council of the European Union

加盟国の声を代表

以前は閣僚理事会と呼ばれていた EU 理事会は、EU の主たる意思決定機関です。EU 理事会は欧州議会と共同で EU 法を決定する権限を持ちます。また、EU の外交・安全保障・防衛政策や、司法と自由に関わる問題についての重要な決定についても責務を負っています。

EU 理事会は全 EU 加盟国政府の閣僚で構成され、会合には、議題に応じて外務大臣、財務大臣、農務大臣などの担当閣僚が出席します。こうした会合の議長を務め、全体的な政治課題を設定するのは、6 カ月ごとに交代する EU 議長国です。ただし外務理事会だけは EU 外務・安全保障政策上級代表がその任務を負います。

EU 理事会における各加盟国の投票数は人口規模に応じて配分されていますが、小国には人口比率以上の投票数が与えられています。EU 理事会の決定はほとんどの場合多数決で行われます。ただし、税制や外交、防衛、社会保障などの特に慎重な扱いを要する問題については、全会一致が必要とされています。

▶ <http://consilium.europa.eu>

欧州理事会 The European Council

EU の針路を描く

欧州理事会は EU 加盟国の大統領または首相と、同理事会議長、および欧州委員会委員長で構成されます。欧州理事会の役割は、EU の発展に必要な推進力となり、全体的な政治の方向性とその他の優先事項を決定することです。ただし法律を制定することはできません。

欧州理事会は 6 カ月ごとに最低 2 回の会合を持ちます。

▶ <https://consilium.europa.eu/en/european-council/>



単一通貨ユーロ

EU の最も分かりやすい業績は、おそらくユーロ（€）でしょう。欧州の単一通貨であるユーロは EU 加盟国中 19 カ国（2021 年現在）、EU 総人口の約 4 分の 3 の人々に利用されています。また、経済的な準備が整いない他の加盟国もユーロを導入するでしょう。

ユーロの紙幣と硬貨はいずれのユーロ導入国でも使うことができます。紙幣のデザインはどれも同じですが、硬貨は片面だけが共通で、もう一方の面には発行国それぞれの象徴的なデザインがほどこされています。

ユーロ導入国は次のとおりです（英語による国名のアルファベット順）。

オーストリア、ベルギー、キプロス、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン



均等な機会

私たちの社会は、国籍、性別、障害、人種その他の理由で他人を差別することがなければ、より公平で効率的なものになります。EU 法が差別を禁じているのはそのためです。

1950 年代という早い時期に、初期の EU 条約で、同じ仕事に対する男女の賃金は同一であること、という明確なルールが定められました。これ以降 EU は女性の権利確立を目指す先駆者となり、その考えは現在、EU のすべての政策に取り込まれています。



欧州委員会は EU の法案を起草して、欧州議会と EU 理事会に提出します。また EU の政策の実施や EU 予算の執行といった日常的業務を担当しています。さらに、すべての人々が EU の条約や法律を遵守しているかを監視し、必要な場合には、違反者を EU 司法裁判所の手に委ねる権限も持っています。

委員長は欧州理事会によって選ばれ、欧州議会の承認を受けて就任します。その他の委員は各国政府から次期委員長と協議の上で指名され、欧州議会の承認を受けなければなりません。委員は出身国政府の代表ではなく、それぞれが EU の特定の政策分野について責務を負っています。

委員長および委員の任期は 5 年です。これは欧州議会議員の任期と一致しています。

▶ <http://ec.europa.eu>

欧州連合（EU）司法裁判所 The Court of Justice of the European Union

法の支配

EU 司法裁判所の仕事は、EU 法が EU の全加盟国で等しく解釈、適用され、すべての人に平等に施行されるようにすることです。例えば、同じ問題にに対し国によって違う判決が出ることがないようにします。また EU の加盟国や機関が EU 法を守っているかどうかを判断します。EU 司法裁判所はルクセンブルクに置かれ、判事は各加盟国から 1 人ずつ任命されています。

▶ <http://curia.europa.eu>

自由、安全、司法をすべての人に

EU 加盟国は国境を越えた犯罪やテロを取り締まるため、警察、税関、入国管理局、裁判所間の全面的協力体制を築きました。

ひとつの具体例として欧州逮捕状の導入が挙げられます。これにより、犯罪疑犯者を、逮捕された国から指名手配している国へ移送することが容易になりました。また EU 加盟国は難民政策の協調を図り、対外国境の警備を強化しています。

EU 市民はどの加盟国にも自由に住めるため、EU のどこでも同じように司法制度を利用できるようでなければなりません。加盟国政府は EU 法を等しく適用し、ある国で下された判決が他国でも効力を持つようにする必要があります。EU の取り組みにより、結婚、別居、離婚、親権をはじめとする民事問題については、国境を越えた法的解決がすでに容易になっています。

雇用と成長

EU は域内単一市場と単一通貨を生み出し、貿易や移動にかかわるさまざまな障害を取り除くことを通じて、長年にわたり EU 市民の繁栄に尽くしてきました。

競争の激しい現代社会において、欧州は雇用の拡大と熟練労働者を必要としています。新規雇用は研究開発分野で生まれる可能性があり、そのため EU は研究のための支出を大きく増やしています。また新しい技能も必要とされており、欧州市民はみな生涯を通じて学習を続けていくことが求められています。

EU の年間予算の約 3 分の 1 が、低開発地域の投資誘致や雇用創出、および失業者や資格不足の人のための職業訓練に使われています。



欧州中央銀行 The European Central Bank

安定した通貨

ドイツのフランクフルトにある欧州中央銀行（ECB）は、ユーロを導入している国々全体の中央銀行で、政策金利の設定などユーロの通貨政策を担っています。その主な目的は物価の安定を図り、欧州経済がインフレの悪影響を受けないようにすることです。金融危機に見舞われたユーロ導入国に資金を貸し出し安定させるという役割も果たしています。ECB は、各国政府やその他の機関から独立して政策を決定し、ユーロを導入している各国の中央銀行は、ECB の決定に基づき、ユーロに関する政策を実施します。

▶ <http://www.ecb.europa.eu>



平和と安定を世界に

今日では EU 加盟国間の戦争など全く考えられません。それはまさに、過去 70 年をかけて築いてきた欧州統合のたまものです。この成功を基に、現在の EU は、平和で安全な地域を域外へも広めていくことに尽力しています。

紛争の発生を未然に防ぐ最善の方法は、より大きな繁栄を世界中に広めていくことです。世界最大の貿易圏である EU はその影響力を用いて、世界貿易に関する公正なルールを確立しようとしています。EU はグローバル化が最貧国にも恩恵をもたらすよう努力しており、世界のどの国よりも多くの人道援助や開発援助を実施しています。

EU は平和維持を目的に、西バルカンなどの紛争地域へ軍事部隊や警察部隊を派遣しています。これは EU の共通外交・安全保障政策における防衛面の行動の一環です。

EU は、民主主義国家どうしが共通の利益のため経済的・政治的資源を共有していくにはどうすればよいのかを示しており、世界の他の地域にとってひとつのモデルとなりえるでしょう。

以上に加えて、環境・エネルギー問題や国際的経済問題などを含む、EU の対外政策を一括して調整し、推進する組織として、2011 年から欧州対外行動庁（EEAS）が稼働しています。世界に約 140 ある EU の代表部（大使館に相当）は EEAS の管轄下にあります。



EU の旗
円形に並んだ 12 個の星は、欧州の人々の一体性、連帯、調和という理念を象徴しています。星の数は EU 加盟国の数とは関係ありません。

ヨーロッパ・デー（5 月 9 日）
現在の EU の基礎となった構想は、1950 年 5 月 9 日に当時のフランス外務大臣ロベール・シューマンが提唱したものです。そのため毎年 5 月 9 日は EU の記念日として祝われています。

多様性の中の統合
EU のモットーです。



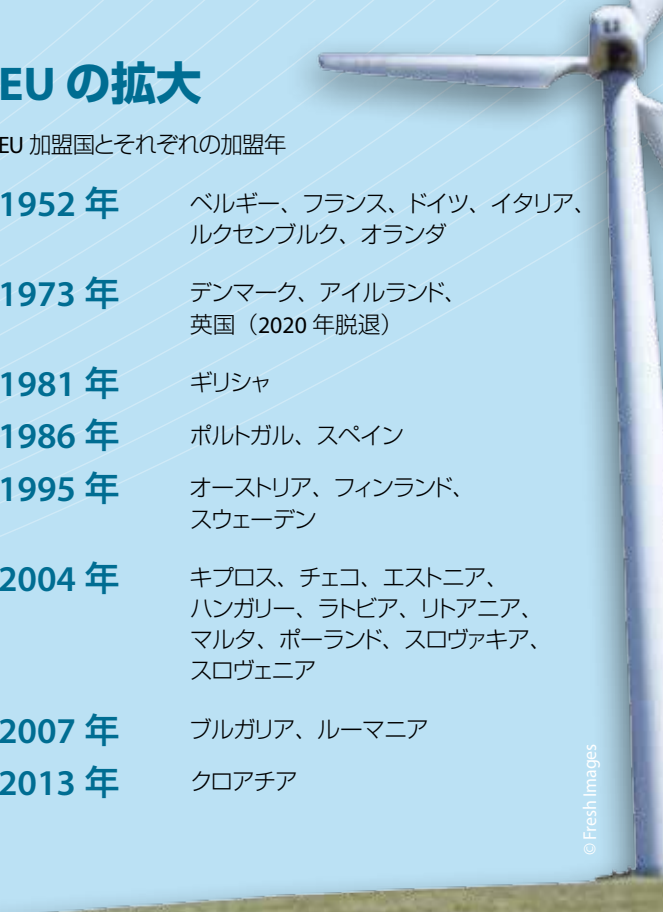
EU への加盟

EU は 60 年前に 6 カ国で発足し、それ以来加盟国が増え続けています。2004 年と 2007 年の新規加盟で、15 カ国だった加盟国は 27 カ国となり、冷戦で 45 年もの間分断されてきた欧州が一つになるという歴史的拡大を経験しました。これでクロアチアが加わり、加盟国は 28 カ国となりましたが、後に英国が脱退して 27 カ国に戻りました。

欧州のどの国であれ、法の支配、人権、マイノリティ保護が保障される安定した民主国家であれば、EU に加盟することができます。また、市場経済が機能していることと、EU 法を施行できる行政機構を備えていることも条件となります。

現在の加盟候補国はモンテネグロ、北マケドニア、アルバニア、セルビア、トルコです。EU は候補国にかなりの経済的・実務的な支援を行い、加盟準備を助けています。

ある国が加盟申請をしてから実際に加盟するまで 10 年、もしくはそれ以上の年月がかかります。加盟条約は、合意された後に、候補国の議会と全加盟国の議会で批准される必要があります。



日本におけるネットワーク

日欧産業協力センター
Tel. 03-6408-0281 <http://www.eu-japan.eu/> （日英 2 言語）
EU インスティテュート・イン・ジャパン
EUJ 早稲田（早稲田大学地域・地域間研究機構欧州地域ユニット）
Tel. 03-5286-1458 <https://www.waseda.jp/inst/oris/unit/eu/>
EUJ 両国（専修大）
Tel. 078-803-7221 <http://www.office.kobe-u.ac.jp/intl-prg/euij-kansai/>
ジャン・モネ CoE（Jean Monnet Centre of Excellence）
神戸大学ジャン・モネ CoE
Tel. 078-803-7077 <http://www.office.kobe-u.ac.jp/intl-prg/jmcoe/>
ジャン・モネ CoE 九州（九州大学内）
Tel. 092-802-2190 <http://eu.kyushu-u.ac.jp/jmcoesp.html>
慶應義塾大学ジャン・モネ EU 情報センター
Tel. 03-5418-6409 <http://www.jean-monnet-coe.keio.ac.jp/>
EU 情報センター（EUJ）（大学内設置場所・設置年）
北海道大学 EU 情報センター（附属図書館：1982 年）
Tel. 011-706-2973 <https://www.lib.hokudai.ac.jp/um-eu-oecd/>
東北大学 EU 情報センター（附属図書館：1983 年）
Tel. 022-795-5935 <http://www.library.hokudai.ac.jp/collection/global.html>
早稲田大学 EU 情報センター（現代政治経済研究所：1979 年）
Tel. 03-3208-8960 <https://www.waseda.jp/fpe/wingec/about/eu/>
東京大学 EU 情報センター（総合図書館国際資料室：1980 年）研究室
Tel. 03-5841-2645
慶應義塾大学 EU 情報センター（三田メディアセンター：1982 年）
Tel. 03-5427-1658 <https://www.lib.keio.ac.jp/mita/>
上智大学 EU 情報センター（ヨーロッパ研究所：1985 年）
Tel. 03-3238-3902 <http://dept.sophia.ac.jp/ei/>
中央大学 EU 情報センター（中央図書館国際機関資料室：1979 年）
Tel. 042-674-2591 http://www.chuo-u.ac.jp/library/library_service/tamacamus/int_dataroom/
一橋大学 EU 情報センター（附属図書館：1991 年）
Tel. 042-580-8241 <http://www.lib.hit-u.ac.jp/>
金沢大学 EU 情報センター（附属図書館：1985 年）
Tel. 076-264-5211 <http://library.kanazawa-u.ac.jp/>
日本大学 EU 情報センター（国際関係学部図書部：1985 年）
Tel. 035-980-0860 <http://www.ir.nihon-u.ac.jp/idx/>
名古屋大学 EU 情報センター（経済学図書部：1973 年）
Tel. 052-789-4922 <http://www.nu.nagoya-u.ac.jp/eco/>
同志社大学 EU 情報センター（今出川図書館：1976 年）
Tel. 075-251-3960 <http://library.doshisha.ac.jp/guide/specialty/eu.html>
関西大学 EU 情報センター（総合図書館：1983 年）
Tel. 06-6368-0267 <http://opac.lib.kansai-u.ac.jp/>
関西学院大学 EU 情報センター（産業研究所：2007 年）
Tel. 0798-54-6127 https://www.kwansei.ac.jp/ri/industrial/i_industrial_005157.html
香川大学 EU 情報センター（図書館：1983 年）
Tel. 087-832-1241 <https://w3.lib.kagawa-u.ac.jp/>
福井大学 EU 情報センター（附属図書館：1985 年）
Tel. 084-936-2111 <http://www.fukuyama-u.ac.jp/library/guide/entry-3144.html>
西南学院大学 EU 情報センター（図書部：1969 年）
Tel. 092-823-3426 <https://opac.seihan-gu.ac.jp/library/facility/reference/about>
琉球大学 EU 情報センター（附属図書館：1985 年）
Tel. 098-895-8166 <http://www.lib.u-ryukyu.ac.jp/kokusai/edc.html>
荷沢図書館
国立国会図書館（国会資料室）（1963 年）
Tel. 03-3581-2331 <http://mavi.ndl.go.jp/politics/>
EU 協会
北海道 EU 協会（株式会社北海道二十一世紀総合研究所内）
Tel. 011-231-3053 <http://hokkaido-eu.org/>
宮城 EU 協会（仙台商工会議所内）
Tel. 022-265-8184 <http://www.sendaicci.or.jp/eu/>
山形県 EU 協会（山形県商工会協体内）
Tel. 023-622-3875 <http://www.yamagataeu.jp/>
会津 EU 協会（会津若松商工会議所内）
Tel. 0242-27-1212 <http://www.aizu-cci.or.jp/pa-gaikaiku/eu/eu.htm>
石川 EU 協会（金沢大学人間社会科学学域経済学域 佐藤秀樹研究室管内）
<http://www.ishikawa-eu.org/>
長野県 EU 協会（長野県経済協会管内）
Tel. 026-235-3522 <http://www.mea.or.jp/eu/>
兵庫県 EU 協会（兵庫県国際文化交流会内）
Tel. 079-230-3090 <http://www.hyogo-ip.or.jp/hyogoeu/index.html>
岡山 EU 協会（岡山経済協会管内）
Tel. 086-222-0051 <http://okayama-eu.jp/>
山口 EU 協会
Tel. 083-920-2965 <https://www.eu-yamaguchi.jp/>
松山 EU 協会
Tel. 089-908-5151
福岡 EU 協会（福岡県国際文化センター内）
Tel. 092-725-9200 <http://www.fukuoka-eu.com/>
佐賀県 EU 協会（佐賀新聞社秘書室内）
Tel. 0952-28-2145 <https://www.facebook.com/sagakenue> <https://twitter.com/sagakenue>
大分 EU 協会（大分経済同友会内）
Tel. 097-538-1866 <http://www.otta-doyukai.jp/eu/>